（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第三条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条―第十九条」を「第十六条―第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第二条第四項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であって、中小企業者又は農林漁業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

第三条第二項第二号ハ中「農商工等連携事業」を「海外において農商工等連携事業が実施される場合における国内の事業基盤の維持その他農商工等連携事業」に改める。

第四条第一項中「計画（」の下に「中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で農商工等連携事業を実施しようとする場合にあっては、当該中小企業者及び農林漁業者が当該外国関係法人等と共同で実施する農商工等連携事業に関するものを含む。」を加える。

第八条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であって、農商工等連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する認定農商工等連携事業に必要な資金（以下「農商工等連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

第二十条第一項中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条を第二十一条とする。

第三章中第十九条を第二十条とする。

第十八条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第十一条第一項における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。

第十八条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二条第五項における主務省令は、農林水産省令・経済産業省令とする。

第十八条を第十九条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第十四条を削る。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、第二章中同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（貿易保険法の特例）

第十五条　認定農商工等連携事業計画に従って中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において農商工等連携事業を実施する場合において、銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この項において同じ。）又は外国金融機関（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外農商工等連携事業貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外農商工等連携事業貸付金債権の取得（以下「海外農商工等連携事業資金貸付」という。）は、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付（以下「海外事業資金貸付」という。）とみなす。

2　独立行政法人日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外農商工等連携事業資金貸付について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項に規定する海外農商工等連携事業貸付金債権」とする。

第十二条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第十一条　株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、中小企業者（当該中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で農商工等連携事業を実施する場合にあっては、当該外国関係法人等を含む。）が認定農商工等連携事業計画に従って海外において農商工等連携事業を実施するために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち主務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。

2　前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経営革新計画及び異分野連携新事業分野開拓計画に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下この条において「新事業促進法」という。）第十三条第二項、第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行後に新事業促進法第九条第一項の承認（新事業促進法第十条第一項の変更の承認を含む。）を受けた新事業促進法第九条第一項に規定する経営革新計画に従って行われる新事業促進法第二条第六項に規定する経営革新のための事業について適用する。

2　新事業促進法第十三条第五項、第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行後に新事業促進法第十一条第一項の認定（新事業促進法第十二条第一項の変更の認定を含む。）を受けた新事業促進法第十一条第一項に規定する異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる新事業促進法第二条第八項に規定する異分野連携新事業分野開拓に係る事業について適用する。

（地域産業資源活用事業計画に関する経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下この条において「新地域産業資源活用事業促進法」という。）第八条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、この法律の施行後に新地域産業資源活用事業促進法第六条第一項の認定（新地域産業資源活用事業促進法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けた新地域産業資源活用事業促進法第六条第一項に規定する地域産業資源活用事業計画に従って行われる新地域産業資源活用事業促進法第二条第三項に規定する地域産業資源活用事業について適用する。